

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 30 日

地方厚生（支）局保険主管課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部） 全国健康保険協会 健康保険組合 都道府県後期高齢者医療広域連合	}	御中
--	---	----

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

「柔整療養費の被保険者等への照会について」の一部改正について

「「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」の一部改正について」（令和8年6月1日付け保医発 0601 第3号厚生労働省保険局医療課長通知）が通知され、明細書の記載事項が追加されたことに伴い、「柔整療養費の被保険者等への照会について」（平成30年5月24日付け事務連絡）の一部を別紙のとおり改正することとしたので、引き続き、保険者から被保険者等への照会に当たっては、本事務連絡によられるよう、改めてお願いします。

○「柔整療養費の被保険者等への照会について」(平成 30 年5月 24 日付け事務連絡)

(傍線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
1.・2. (略) 3. 照会の手法 被保険者等への照会の中には、相当程度前の施術について被保険者等の記憶が曖昧で事実確認ができない場合や、複数枚にわたる大部かつ詳細な照会や複数月分の照会に回答がない場合に、疑義を解消することができない又は審査情報が不足しているという理由で返戻の対象とする例があると指摘されている。また、申請書と被保険者等からの回答の内容が一致しない場合に、施術所等に照会を行わずに不支給決定をしている例などがあると指摘されている。 被保険者等への照会については、 (1) (略) (2) 照会に当たって、患者に分かりやすい照会内容とし、また、記述しやすい回答欄とされたい。 具体的には、被保険者等への照会は、実際に施術を受けているかや外傷によるものかを確認するものであることから、施術期間・実日数や、負傷の原因・箇所 (いつ、どこで、何をしているときに、どのようなことをして、どこを負傷したか) を確認するものとされたい。<u>この場合に、明細書に負傷名 (部位及び負傷) 又は施術部位を全て記載することとなっていることから、まず被保険者に明細書を提出させることにより施術内容を確認し、明細書で確認できない情報が必要な場合には患者に回答を求めること。</u> (3)・(4) (略) 4.・5. (略)	1.・2. (略) 3. 照会の手法 被保険者等への照会の中には、相当程度前の施術について被保険者等の記憶が曖昧で事実確認ができない場合や、複数枚にわたる大部かつ詳細な照会や複数月分の照会に回答がない場合に、疑義を解消することができない又は審査情報が不足しているという理由で返戻の対象とする例があると指摘されている。また、申請書と被保険者等からの回答の内容が一致しない場合に、施術所等に照会を行わずに不支給決定をしている例などがあると指摘されている。 被保険者等への照会については、 (1) (略) (2) 照会に当たって、患者に分かりやすい照会内容とし、また、記述しやすい回答欄とされたい。 具体的には、被保険者等への照会は、実際に施術を受けているかや外傷によるものかを確認するものであることから、施術期間・実日数や、負傷の原因・箇所 (いつ、どこで、何をしているときに、どのようなことをして、どこを負傷したか) を確認するものとされたい。 (3)・(4) (略) 4.・5. (略)

(参考)

事 務 連 絡

平成30年5月24日

令和4年5月27日改正

令和8年7月30日改正

地方厚生（支）局保険主管課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部） 全国健康保険協会 健康保険組合 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

柔整療養費の被保険者等への照会について

柔道整復師の施術の療養費（以下「柔整療養費」という。）の適正化への取組については、平成25年3月19日付け事務連絡等で適切な実施についてお願いしているところであるが、保険者から被保険者等への照会について、不適切な実施例があると指摘されている。

被保険者等への照会に当たっては、以下によられるよう、改めてお願いする。

1. 被保険者等への照会の目的

柔整療養費の審査については、柔整審査会での審査により行われており、平成29年10月からは柔整審査会の権限の強化等も行われている。一方、被保険者等への照会については、不正の疑いのある施術や多部位、長期、頻度が高い傾向があるなどの施術について、実際に施術を受けているかや外傷によるものかを確認するためのものである。

したがって、被保険者等への照会については、本来の目的である不正の疑いのある施術等についての被保険者等への確認のために実施するものとし、受診の抑制を目的とするような実施方法は厳に慎まれない。

2. 照会対象の選定

被保険者等への文書照会について、照会が不要と思われる請求（例えば、照会すべき理由がない月に1回、1部位の施術の請求）についてまで照会を行っているという例や悉皆による照会を行っている例があると指摘されている。

被保険者等への文書照会については、不正の疑いのある施術や多部位、長期、頻度が高い傾向がある、又はいわゆる部位転がし（同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す）といった照会が必要な施術について照会することとされたい。

3. 照会の手法

被保険者等への照会の中には、相当程度前の施術について被保険者等の記憶が曖昧で事実確認ができない場合や、複数枚にわたる大部かつ詳細な照会や複数月分の照会に回答がない場合に、疑義を解消することができない又は審査情報が不足しているという理由で返戻の対象とする例があると指摘されている。また、申請書と被保険者等からの回答の内容が一致しない場合に、施術所等に照会を行わずに不支給決定をしている例などがあると指摘されている。

被保険者等への照会については、

- (1) 施術後照会まで相当期間が経過すると、被保険者等の記憶が曖昧になり照会の意義が薄れることから、適切な時期に実施するとともに、
- (2) 照会に当たって、患者に分かりやすい照会内容とし、また、記述しやすい回答欄とされたい。

具体的には、被保険者等への照会は、実際に施術を受けているかや外傷によるものかを確認するものであることから、施術期間・実日数や、負傷の原因・箇所（いつ、どこで、何をしているときに、どのようなことをして、どこを負傷したか）を確認するものとされたい。

この場合に、明細書に負傷名（部位及び負傷）又は施術部位を全て記載することとなっていることから、まず被保険者に明細書を提出させることにより施術内容を確認し、明細書で確認できない情報が必要な場合には患者に回答を求めること。

- (3) また、申請書と被保険者等からの回答が一致しない場合には、不正が明らかであるなどの必要がない場合を除き、施術所等に照会を行い、疑義を解消するようにされたい。

その際、疑義の解消に必要な範囲での照会を行われるよう留意されたい。

- (4) なお、被保険者等に領収証や明細書の提出を求め、領収証や明細書の提出がないことのみをもって不支給決定をすることは適切ではないので、留意されたい。

4. 照会の事務や作業の委託

柔整療養費については、保険者が有する機能については民間業者へ外部委託できないものであるが、民間業者へ被保険者等への調査を一任し、実態として保険者が有する機能の一部を外部委託している例がみられる。

返戻、照会の要否、審査、支給又は不支給の決定などについては、外部委託することが適当でないので、留意されたい。

また、被保険者等への照会の単なる事務や作業を外部委託する場合には、外部委託先について適切に事務や作業を実施できるかどうかを確認するとともに、保険者の責任と指導・監督の下で事務や作業が行われるようにされたい。

その際、施術者団体や請求代行を行っている者の子会社等に委託することは、自らの関係施術所について異なる取扱いをする等の疑義が生じるため適当ではないと考えられるので、留意されるとともに、その実態が判明した場合、保険者は、委託業者が自らの関係施術所について異なる取扱いを行っていないか改めて確認するなど、公正性の担保について留意されたい。

なお、委託費について、例えば、不支給となった請求額、照会や返戻の実施件数が多くなれば委託費が比例的に多くなるなど、過度なインセンティブを含む委託費となっており、結果として不適切な照会につながっている例があるとの指摘があるので、そのようなことがないようにされたい。

5. 被保険者等への照会についての相談窓口の設置

被保険者等への照会の不適切な例が指摘されていることを踏まえ、厚生労働省において、平成30年度に、その実態を把握し必要な改善を図るため、相談窓口を設けることとした。

被保険者等への照会の不適切な事例については、別添の連絡票により受け付けることとしたので、ご了知願いたい。

(別添)

不適切な被保険者等への照会の連絡票

保険者名	☐ 協会けんぽ（ 支部） ☐ 健康保険組合（ 組合） ☐ 国民健康保険（ ） ☐ 後期高齢者医療広域連合（ ）
被保険者等への照会実施者(委託業者)名	
具体的な内容	

※被保険者等への照会票の添付をお願いいたします。

連絡者の氏名 施術所名 住所 連絡先	
-----------------------------	--

【相談窓口】

厚生労働省 保険局医療課内 柔道整復療養費被保険者等への照会担当

E-mail : juseisyoukai@mhlw.go.jp

FAX : 03-3508-2746